第十三条第三項中「第一号の腹囲を」の下に「、二十歳未満の職員、二十一歳以上二十五歳未満の職員、二十六歳以上三十歳未満の職員、三十一歳以上三十五歳未満の職員又は三十六歳以上四十歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十二条第一項第一号又はじん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第八条第一項第一号若しくは第三号に掲げる者に該当しないものにおいては第三号に掲げるものを」を加える。

第十四条第三項中「エックス線間接撮影」を「胸部エックス線検査」に改め、同条第六項中「エックス線直接撮影」を「胃部エックス線検査」に改める。

第2号様式中「間接撮影」を「胸部エックス線検査（第1回）」に、「フィルム番号」を「画像番号」に、「直接撮影」を「胸部エックス線検査（第2回）」に、「喀痰検査」を「喀痰（かくたん）検査」に改める。

**附　則**

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

## ○厚生労働省令第三十三号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条及び第二十八条第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十四　印刷・製本系の部を次のように改める。

| 二十四　印刷・製本系 | 製版科 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一　系基礎<br>1　学科<br>①　コンピュータ概論<br>②　印刷・製本概論<br>③　デザイン概論<br>④　生産工学概論<br>⑤　安全衛生<br>2　実技<br>①　コンピュータ操作基本実習<br>②　印刷物製作及び加工基本実習<br>③　安全衛生作業法 | 製版、印刷及び製本における基礎的な技能及びこれに関する知識 | 訓練期間　一年<br>訓練時間　総時間　一、四〇〇<br>二一〇<br>一〇〇 | 建物その他の工作物<br>機械<br>その他 | 教室<br>実習場<br>製版用機械類<br>器工具類<br>計測器類<br>製図器及び製図用具類<br>教材類 |
| 二　専攻<br>1　学科<br>①　写真理論<br>②　画像処理<br>③　グラフィックデザイン | 製版に関する画像処理における技能及びこれに関する知識 | 二一〇 | | |

| | 印刷科 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 2　実技<br>①　写真撮影実習<br>②　画像処理実習<br>③　組版デザイン実習 | | 二九〇 | | |
| | 一　系基礎<br>1　学科<br>印刷・製本系製版科の系基礎学科の①から⑤までに掲げる科目 | 訓練期間　一年<br>訓練時間　総時間　一、四〇〇<br>二一〇 | 建物その他の工作物<br>機械<br>その他 | 教室<br>実習場<br>印刷用機械類<br>器工具類<br>製図器及び製図用具類<br>計測器類<br>教材類 |
| | 2　実技<br>印刷・製本系製版科の系基礎実技の①から③までに掲げる科目 | 一〇〇 | | |
| | 二　専攻<br>1　学科<br>①　印刷機械<br>②　印刷材料<br>③　印刷法 | 二〇〇 | | |
| | 2　実技<br>①　製版・刷版実習<br>②　印刷実習 | 三〇〇 | | |

| | 製本科 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 製版、印刷及び製本における基礎的な技能及びこれに関する知識 | | | |
| | 一　系基礎<br>1　学科<br>印刷・製本系製版科の系基礎学科の①から⑤までに掲げる科目 | 訓練期間　一年<br>訓練時間　総時間　一、四〇〇<br>二一〇 | 建物その他の工作物<br>機械<br>その他 | 教室<br>実習場<br>製本用機械類<br>器工具類<br>計測器類<br>教材類 |